

岐阜市物価高騰対応重点支援給付金(子育て世帯加算分)申請書(請求書)

対象

岐阜市物価高騰対応重点支援給付金(7万円又は10万円)の支給決定を既に受けた世帯のうち、18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)を扶養している世帯

(あて先) 岐阜市長

申請日 令和 年 月 日

裏面の「誓約・同意事項」に誓約・同意の上、子育て世帯加算分について申請します。また、本申請内容に相違がないことを申し添えます。

申請内容の選択 (該当する申請内容にチェックを記入してください。)

○岐阜市からご住所に「岐阜市物価高騰対応重点支援給付金(子育て世帯加算分)の支給申込書」が届き、その内容を変更する場合は「変更」を、給付を辞退する場合は「辞退」を選択してください。それ以外の場合は「その他」を選択してください。

いずれかを選択してください

変更 → ※変更内容にチェックを記入してください。
 対象児童 (1. 2. 及び裏面 5. を記入) 口座情報 (1. 3. 及び裏面 5. を記入)

辞退 (給付金を受け取ることができません。) (1. のみ記入)

その他 → ※申請する内容又は理由を記入してください。
 (1. 2. 3. 及び裏面 5. を記入) ()

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	昭和・平成・令和 年 月 日	〒 - 電話番号 ()

2. 申請者が属する世帯(18歳以下の児童)について

対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。

- 令和5年12月1日時点において同一世帯となっている18歳以下(平成17年4月2日以降に出生)の児童
- 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
- 令和5年12月1日時点において別世帯だが扶養している18歳以下(平成17年4月2日以降に出生)の児童

※申請内容にかかわらず、対象となる児童全員を記入してください。

※対象児童の欄が不足する場合は、申請書をコピーするか、任意の用紙に必要事項を記入し、添付して提出してください。

	(フリガナ) 対象児童の氏名	生年月日	現住所 (別世帯の場合のみ記載してください)	事務処理欄 子育て世帯 加算分
1		平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 支給済 <input type="checkbox"/> 未支給
2		平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 支給済 <input type="checkbox"/> 未支給
3		平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 支給済 <input type="checkbox"/> 未支給
4		平成・令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 支給済 <input type="checkbox"/> 未支給

3. 受取口座について (原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座は、記入しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 右詰めで記入してください	口座名義(カタカナ) 通帳の表記に合わせて記入してください
銀行 5 農協 2 金庫 6 濃協 3 信越 7 信濃連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1. 普通 2. 当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は、 ※欄を使用してください		通帳番号 右詰めで記入してください	口座名義(カタカナ) 通帳の表記に合わせて記入してください
貯金通帳の見開き左上か、 キャッシュカードに記載された 記号・番号を記入してください。	1			

(注) 金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座振込により受け取りができない方は、岐阜市物価高騰対応重点支援給付金コールセンター(電話番号058-267-1240)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

4. 代理申請（受給）を行う場合

※代理申請（受給）を行わない場合は、記入不要です。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との関係	代理人 生年月日	代理人住所
			昭和・平成・令和 年 月 日	〒 ー
上記の者を代理人と認め、 物価高騰対応 重点支援給付金の			申請・請求者（世帯主）署名 ※署名に代えて記名押印することもできます。	
申請・請求 受給 申請・請求及び受給			を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法は選択不要です。	

- 代理申請（受給）が可能な方
- ①同一世帯員：令和5年12月1日時点の表面の1. 申請・請求者（世帯主）の属する世帯の世帯構成者
 - ②法定代理人：未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人もしくは補助人
又は親権者（同一世帯員以外の親権者）
 - ③その他：親族その他の平素から表面の1. 申請・請求者（世帯主）本人の身の回りの世話をしている方等で
岐阜市長が特に認める方

5. 【誓約・同意事項】 ※すべての項目を確認し、口にチェック（☑）を記入してください。

以下のすべての事項について確認し、誓約・同意します。

- | | |
|---|---|
| ① | 岐阜市物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯加算分）（以下「給付金」という。）について、次の支給要件のすべてに該当します。
【支給要件】
ア 令和5年度の住民税が非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯である。
イ 令和5年度の住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。
(注)住民税の取り扱いとして扶養親族等であるかわからないときは、両親や子ども等、ご家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けている者はいない。
エ 日本国外で生活していた者で、令和5年1月2日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者のみで構成される世帯ではない。 |
| ② | 子育て世帯加算分を申請した児童は全員私と生計を同じくしています。生計を別にしていない児童、施設に入所している児童は含まれていません。 |
| ③ | 世帯の中に、住民税の課税対象となる所得があるのに未申告である者はいません。 |
| ④ | 岐阜市が給付金の支給要件の該当性等を審査等するために必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。 |
| ⑤ | 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。 |
| ⑥ | この申請書は、給付金の支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。 |
| ⑦ | 支給決定後、この申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、岐阜市が定める期限までに、申請・請求者に連絡や確認ができない場合には、給付金が支給されないことに同意します。 |
| ⑧ | 給付金の支給後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、速やかに給付金を返還します。 |

【提出書類】※世帯の状況によっては、別に戸籍謄本、住民票等の写しなど申請・請求者の世帯の状況が確認できる書類の提出を求めることがあります。

【本書】岐阜市物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯加算分）申請書（請求書）

申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）

※表面の1. 申請・請求者（世帯主）のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1点

■ 岐阜市物価高騰対応重点支援給付金（7万円又は10万円）の受給口座から変更する場合

受取口座が確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカードなど、表面の3. 受取口座について記入した受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し（コピー）

■ 令和5年12月1日時点において対象となる児童が別世帯だが扶養している場合

（表面2. において住所が岐阜市以外の市区町村となる方全員の）

申請・請求者との関係がわかる戸籍謄本（概ね3か月以内）

■ 令和5年12月1日時点では岐阜市民だったが、令和5年12月2日以降に岐阜市以外の市区町村に転出された世帯主の方が、転出後に出生した児童の給付金を請求する場合

転出先の市区町村が発行する住民票の写し

■ 代理申請（受給）を行う場合

代理人の本人確認書類の写し（コピー）

※代理人のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1点

申請・請求者と代理人との関係性が確認できる書類

※法定代理人の方は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書等の写し（コピー）

● 申請書をご提出される前に「誓約・同意事項」のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

（チェック漏れや提出書類の不備がある場合は、支給を受けることができませんのでご注意ください。）